

| 令和４年第２回 安芸太田町教育委員会会議録   |                                                                                                                                               |                     |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 招 集 年 月 日               | 令和４年２月１６日（水）                                                                                                                                  |                     |
| 招 集 場 所                 | 川・森・文化・交流センター３階 エコ学習室                                                                                                                         |                     |
| 開 閉 会 日 時               | 開 会                                                                                                                                           | 令和４年２月１６日（水）午後３時    |
|                         | 閉 会                                                                                                                                           | 令和４年２月１６日（水）午後４時１５分 |
| 出席・欠席委員                 | 出席委員                                                                                                                                          | 二見吉康・清胤祐子・池野博文・河本千絵 |
|                         | 欠席委員                                                                                                                                          | 川野法順                |
| 職務により会議に出 席 し た 者       | 教育次長 園田哲也<br>教育課長 瀬川善博<br>主幹 林 健太郎<br>主幹 免田久美子<br>主幹 山本康美<br>課長補佐 江川一康                                                                        |                     |
| 会議に付した事件<br>及 び 採 決 結 果 |                                                                                                                                               |                     |
| 報 告 協 議 事 項             | １ 令和４年安芸太田町議会第２回定例会に提案する議案に対する意見の聴取について<br>２ 学校運営協議会の新設について<br>３ 服務規律の厳正確保について<br>４ 学校における働き方改革取組方針に基づく各指標の状況について<br>５ 令和４年３月卒業者の進路先（暫定版）について |                     |

## 【 議 事 録 】

### 日程第1 開会

(午後 3 時開会)

教育長)

それでは、今日の議題はお手元のとおりでございます。報告協議のうち公開になじまないものがあれば最後に回して審議したいと思いますのですが、いかがいたしましょうか。

清胤委員)

報告協議1 令和4 年安芸太田町協議会第2 回定例会に提案する議案に対する意見の聴取については、成案となる前の内部検討についての報告を受けるものでありますから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

教育長)

他にご意見はありませんか。

(意見なし)

教育長)

それでは、清胤委員の発議について採決します。報告協議1 令和4 年安芸太田町協議会第2 回定例会に提案する議案に対する意見の聴取については、公開をしないということに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

教育長)

全員賛成と認めます。従いまして、報告協議1 令和4 年安芸太田町協議会第2 回定例会に提案する議案に対する意見の聴取については、公開しないで審議することといたします。

### 日程第2 教育長報告

(以下の項目について報告)

#### 1 1～3 月の学校等の状況

- ①新しい学びプロジェクト連絡協議会 (1 月 29 日) オンライン
- ②令和3 年度第3 回広島県市町教育長会議 (2 月 2 日) オンライン
- ③全国町村教育長会第2 回常任理事会 (2 月 4 日) オンライン
- ④令和3 年度新しい学びプロジェクト報告会 (2 月 5 日) 東京・オンライン
- ⑤【予定】第2 回上殿・戸河内小学校準備委員会 (2 月 17 日) 戸河内小学校
- ⑥【予定】第3 回加計小学校運営協議会 (3 月 1 日) 加計小学校
- ⑦【予定】第3 回加計中学校運営協議会 (3 月 2 日) 加計中学校
- ⑧【予定】第3 回安芸太田中学校運営協議会 (3 月 3 日) 安芸太田中学校
- ⑨【予定】中学校卒業証書授与式 (3 月 12 日)
- ⑩【予定】小学校卒業証書授与式 (3 月 18 日)

- ⑪【予定】 保育所・こども園卒園式（3月19日）
- ⑫【予定】 上殿小学校休校式（3月25日）
- ⑬【予定】 令和3年度県費負担教職員退職辞令交付式（3月31日）川森センター

## 2 令和4（2022）年度への対応

### ① 町内小・中学校のICT教育の充実

- ・多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境の実現。

「個別最適な学び」と「協働的な学び」という観点から、学習活動の充実の方向性を改めて捉え直し、ICTの新たな可能性を指導に生かすことで、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげていく必要がある。

### ② 保育所・こども園の英語活動、小学校英語活動・英語教育及び中学校英語教育の充実

### ③ 安芸太田町保小連携教育推進協議会の活動の充実

### ④ 「知・徳・体」のバランスのとれた基礎基本の定着と学力向上

### ⑤ 新たな「戸河内小学校」の教育推進の円滑なスタート及び教育内容の充実

### ⑥ 学校運営協議会（CS）の拡充と充実

### ⑦ 各所・園・学校の魅力ある活動と自然を生かした教育活動の創造

### ⑧ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応の徹底とWithコロナへの対応の変換

### ⑨ 防災教育（地震、土砂災害等）の充実

## 3 服務規律の徹底について

- ・セクハラ・飲酒運転等の未然防止
- ・交通違反や交通事故の未然防止      追突の加害・被害、一時停止、速度超過

## 日程第3 報告・協議

教育長）

それでは、報告協議2 学校運営協議会の新設についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

林主幹）

（学校運営協議会の新設について説明）

教育長）

何かご意見ございますか。

（意見なし）

教育長）

それでは、次回、各学校の運営協議会委員の任命をさせていただくということで作業を進めていきたいと思います。

教育長）

報告協議3 服務規律の厳正確保についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

林主幹)

(服務規律の厳正確保について説明)

教育長)

何か意見等ございますか。

(意見なし)

教育長)

懲戒処分にかかわることは、職場では見つかりにくいのでしょうか。学校外のプライベートの生活まで管理職が監督することは難しいですが、そこをどのようにカバーするか考えなければいけないです。日頃から、教員の変化を敏感にキャッチするようなことを管理職が考えないといけないのかなという感じがします。

清胤委員)

懲戒免職になったら、二度と教職には就けないのですか。どこの都道府県においてもそうなののでしょうか。

林主幹)

今はそのようになっています。国が整備をしているところだと思います。

教育長)

教員免許状は失効となるのでしょうか。

林主幹)

基本的には任用させないという方向ではあるのですが、教員免許自体ははく奪されるかどうかは把握しておりません。

清胤委員)

もう二度と教職に就けないということになると、ずいぶん違うのではないかと思います。

教育長)

以前、県内で不祥事を起こした教員が懲戒免職等になって、非常に遠くの他県で仕事をしていたというような情報が入ったことがあります。その頃はまだ、免許のはく奪も何もなかったと思うのですが、きちんと考えていく必要があるというご意見だと思います。

清胤委員)

こういった事案が後を絶たないので、厳罰でも与えないと簡単な気持ちで行ってしまうのではないかと思います。

教育長)

運転免許や、医師免許等の取り消しというものもあります。次の機会にまた分かるようにしておいてください。

教育長)

その他何かございますか。

林主幹)

先ほど清胤委員の方からご質問があった、懲戒免職を受けた教員の免許のあり方ですが、国の方がすでに失効であるということで、教育職員免許法を改正して、すでに実行されています。先ほどの説明で、あたかも今からのように発言しましたが、実際は失効になるということです。さらに付け加えさせていただきますと、国の方から免許を失効した教員の状況というのを情報として都道府県に流す情報ツールがあります。今までは直近3年までさかのぼって調べることができたのですが、厳罰化ということで、直近40年間になりました。すでにその制度になっているということなので、失効になって、再度大学等で免許を取り直して教員採用を受けなおしたとしても、その情報が40年間はさかのぼれるので、事実上はできないと思います。

教育長)

報告協議4学校における働き方改革取組方針に基づく各指標の状況についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

林主幹)

(学校における働き方改革取組方針に基づく各指標の状況について説明)

教育長)

何かご意見ご質問等ございますか。

池野委員)

全般的に働き方改革は非常に良いことだと思いますが、残業時間が45時間以上の方が恒常的にいつもその人が時間外勤務をしているのか。もう一つは、休校中のテレワークを実験的にするところがあると思うのですが、休校ということではなく、テレワークが難しいという状況があるのではないかと思います。そのあたりの実態はどうでしょうか。

林主幹)

まず、恒常的かどうかということですが、基本的には、経験年数によってどうしても抱える業務等も増えてくるので、時間がかさむということは、傾向としてはどの学校もあります。また、研究授業など、自分がメインとなるものは教材研究に時間がかかってしまうというようなところがあります。

テレワークについては、臨時休業の時のみの制度ではありますが、実態として、学校でテレワークは少し難しいと思われます。性質上、テレワークの浸透がなかなか難しいところがあります。ただ、感染防止というところからすれば、休校中は有効な方法であると思っています。

河本委員)

学校でしなければいけない仕事を減らす分、持ち帰りということは、仕事の量自体は変わっていない、もしくは増えているということがあると思います。昔に比べて事務的なことが増えているイメージはあるのですが、先ほどおっしゃったように、教材研究などでは、きっと先生方は探求されると思います。そこは、数字に表すのは難しい部分だと思いますが、それ以外で減らせるものを絞る等の必要があると考えます。具体的に何か見えてきているのでしょうか。

林主幹)

私たちもそうですが、学校の深みというものをなるべく少なくしていこうということで、調査の回数や、研修会等を必要最低限にしていくということを、教育委員会では共通理解をもって担当者が行っています。県費常勤職員を対象とした業務改善アンケートも、記入するのに時間がかかるという声もありましたので、簡単にできるグーグルアンケートを使用してもらいました。学校の中で何に時間がかかっているかということは、どうしても感覚的には分かりにくい部分もあったりするので、生の声をいろんな推進協議会等で聞いたりしているところでもあります。

清胤委員)

業務への充実感がかなり減少しているということで、充実感が減るということは、ストレスを抱えているということにつながると思います。先生方が以前に比べてどんなストレスを多く抱えているのかを管理職の先生方には把握しておいていただきたいです。それが、不祥事につながるということが万が一でもあってはいけませんし、このコロナ禍において、飲食を交えて少しゆったりしようということはできませんが、他になにかできることはあると思います。管理職の先生方には工夫していただいて、ストレスを吐き出す場を作っていただけたらと思います。アドバイスするのではなくても、話を聞いてもらえるだけで、かなりストレスが軽減するのではないのでしょうか。

教育長)

持ち帰り業務の定義を明確にしておかないといけないのも大きな課題だと思います。なんでもかんでも持って帰ることが全部業務だと言えるのか。先ほど河本委員も言われたように、指導案を考えることは、持ち帰り業務なのだろうかなどです。そのあたりは、この業務改善アンケートを記入された先生方も、持ち帰りの定義がみんな違っているのではないかと思います。持ち帰り業務はどこまでのことを言うのかということを共通理解を図るようにしていけば、今の業務の見直しにもなるかもしれません。お互い分かっているようではっきりしていない部分のような気がします。

充実感の逆に、徒労感というものがあると思います。それは、子どもへの対応であったり、保護者への対応であったり、地域との関係であったり、教員一人ではできない。チームであるとか、管理職とのチームワークがいるのかなと思います。

また、教員も一人一台タブレットを持つことで、ノーペーパーで、校務と授業のどちらも利用できるようにするところもあると思います。一人一台タブレットを持つようになったがゆえに、仕事の仕方も変えていく、コロナの時代に合わせていくことが必要だと考えます。でも、少しずつ進んでいるような感じがします。

教育長) 他にご意見はございますか。

(意見なし)

教育長)

それでは、報告協議 5 令和 4 年 3 月卒業者の進路先（暫定版）についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

林主幹)

(令和 4 年 3 月卒業者の進路先（暫定版）について説明)

教育長)

何かご意見等ございますか。

(意見なし)

(非公開により審議)

報告協議 1 令和 4 年度安芸太田町議会第 2 回定例会に提案する議案に対する意見の聴取について

教育長)

以上で議案、報告協議はすべて終わりました。

次回の教育委員会議の日程調整をお願いします。

(次回の教育委員会議の日程調整)

以上で令和 4 年第 2 回教育委員会議を終わります。ありがとうございました。

(午後 4 時 1 5 分 閉会)